

法第 4 8 条（用途地域）

第一種低層住居専用地域における附属建築物（物置、農業用倉庫）

1. 第一種低層住居専用地域における住宅と同一敷地内の住宅用物置は、法別表 2（い）第 1 0 号に該当するものとし、建築することができる。
2. 第一種低層住居専用地域における住宅と同一敷地内の農業用倉庫は、当該部分の床面積の合計が 5 0 ㎡以下であり、かつ、居住の用に供する部分の床面積の合計以下の場合は、法別表 2（い）第 1 0 号に該当するものとみなし、建築することができる。